

協同運営委員会第12回総会議事録

2015年9月16日午後5時30分から6時45分 岡本事務所にて

出席者 11名

記録作成：S

司会者にIがついた。

I. 部会報告については議事録参照

○コモンズハート部会：KS 共同連派遣に2万円出す。来年大阪で共同連体会有る、みなさん参加するようにしてほしい。会議日程の変更、金曜日にガレージでやる。

I：光愛病院の剪定は？

KI：見積もりを出している。やるとすれば連休中にしてほしい、という様子。こちらに窓口が二つあるので今後なんとかしたい。

I：スズメバチに気をつけてほしい。

○うたかめ部会：M 昼食の提供、デイケアのほうもという依頼があった。かめやんを今より独立的にやれないか、という話が出ている。

N：議事録の書き方。共同運営委員会できにを話し合いたいかを念頭においてほしい。

○I：コモンズ部会はどうなっているか。

TI：次の土曜日に予定している。あさ10時から。

NK：みんなの都合で休みのほうがいいとなった。

II. B型移行について

N：時給についての話し合いの経過報告。協同運営委員会ではまだ出していなかった資料を配布した。質問ありますか。

事務局の案は、750円くらい働き方は以前と同じ、だったが、それ以降の会議は説明ばかり、最後に決める会議ができてよかった。

働き方としては自己評価しながらスキルアップをはかる。複数の働く場所で経験をつむ。

19日に会議を持つ。場所は事務所。MDさんに祝日の会議日程を早めに知らせてくれといわれている。

III. その他

N：会議のやり方、うたかめ、参加人数が少ない。コモンズ部会も土曜日は異例だが、議題を事前に告知して参加者を募るほうがいい。うたかめも議題をはっきりさせ、出欠と日程とを事前に調整したほうがいい。

KI：そうしたほうがいいが、自分は掛け持ちが多いので引き受けられない。仕事終わってから、というのは、話し合いの場で参加者それぞれにもって帰るもの、メリットがないと。

S：会議を魅力あるものに。ファシリテータ役がいる。

I：議案書を作ってほしい。議題を募集してほしい。

HK：A型が終了したので経理をしめた。

総会終了後有志で研究会を開催した。参加者10名。

テキストはボルザガ『社会的企業』（日本経済評論社、2004年）の「緒論 サードセクターから社会的企業へ」を使用した。

●要点

サードセクターとは、今日の社会を、国家、営利企業、非営利企業というように区分した時に、非営利企業が属す領域をさす。戦後成立した福祉国家が、ヨーロッパでは70年代から機能不全となり、規制緩和、民営化などがなされる中で、従来国家が担ってきた社会福祉の領域を民間の非営利事業に委託する動きが加速し、国家と営利事業とに肩を並べる領域が生まれ、新たにサードセクターとして認識されるようになった。日本の第三セクタ

一（これは官主導の外郭団体）とは別。

サードセクターは従来、社会的経済とか非営利セクターとか呼ばれてきて、協同組合、共済組合やアソシエーション（結社という意味でスポーツ団体なども含む）などがそこでのプレーヤーであったが、1990年代に入って社会的企業と呼ばれるタイプの起業が始まり、サードセクター（社会的経済）の構成団体として台頭してきた。

福祉国家から混合型福祉への移行（他方で経済政策における新自由主義化がある）に伴って、協同組合、共済組合、アソシエーションと並ぶ新しい事業体としての社会的企業、それはどのようなものか。

ヨーロッパの社会的企業は、社会的排除に抗する労働統合型の社会的企業で社会的経済の構成要員。アメリカは、ベンチャービジネスも含む、社会的目的を持った企業のこと、企業の役割についての理解が異なる。日本政府はアメリカ型の導入を推進してきた。

私たちは、誰も切らない分けない、ともに働く、協同組合的運営というミッションで事業を運営してきているが、これはヨーロッパ型の社会的企業。ヨーロッパの社会的経済の特徴は次の通り。

○利潤を生むことよりも、メンバーやコミュニティへの貢献を目的とする

○管理の自立性

○意思決定過程の民主制

○所得分配における、資本に対する人間と労働の優位性（11頁）

また、協同組合とは違って、スタッフ、メンバー、ボランティア、行政がパートナーとなっている。

社会的企業の定義 この本の定義に私たちの現状を付加してみた

○財・サービスの生産・供給の継続的活動——>事業体であること

○高度の自律性——>行政からの委託ではなく、自律的プロジェクトである

○経済リスクの高さ——>補助金はあるが、十分ではない

○最少量の有償労働——>ボランティアがNSに限定されている

○コミュニティへの貢献という明確な目的——>日本のコミュニティの不活発さの壁

○市民グループが設立する組織——>NPOで立ち上げた

○資本所有に基づかない意思決定——>出資（長期借入金）の額にかかわらず一人一票

○活動によって影響を受ける人々による参加——>メンバーも参加する協同組合的運営

○利潤配分の制限——>そこまで到達していない

●討論

社会的企業は韓国で導入されているが、先進例として学ぶ価値があるのか。韓国は財閥系企業が経済の大半を担っていて、その構造を変えることができるのか。

韓国の場合、日本よりも流通の大企業制覇が遅れていて、都市のシャッター街はまだ。市場と小売店が繁盛していて、自営業も多い。こうした中での社会的経済育成法のもとでつくられた社会的企業が、3年間の賃金補填が切れる頃、協同組合基本法が制定されて、出資できる社会的協同組合が認定されるようになり、社会的企業の救済をした。また、社会的経済促進法でさらにサードセクターに属する諸団体を育成しようとしている。ソウル市はその先鞭を切って、予算措置も盛り込んだ社会的企業育成の環境づくり（生態系）に取りくんでいる。またGSEFも呼びかけてつくっている。大企業の問題については社会的企業が直接解決できるわけではない。

社会的企業的なものは日本の中小企業がそうだったのではないか。大企業もある時期まではそうだった。

日本の寺もコミュニティをつくっていた。日本的なものを活かす必要があるのではないか。

次回 11月18日（水）午後5時30分より、岡本事務所にて